

■ リスク管理体制

金融の自由化、グローバル化の進展に加え、金融技術や情報技術の発達、お客さまのニーズの高度化などに伴い金融機関の業務が増加しビジネスチャンスが拡大する一方で、管理するべきリスクも急激に多様化・複雑化しています。

このような環境の中、当金庫は経営の健全性を確保するには、リスクの適切な管理が重要課題であると認識して、リスク管理の強化に努めています。

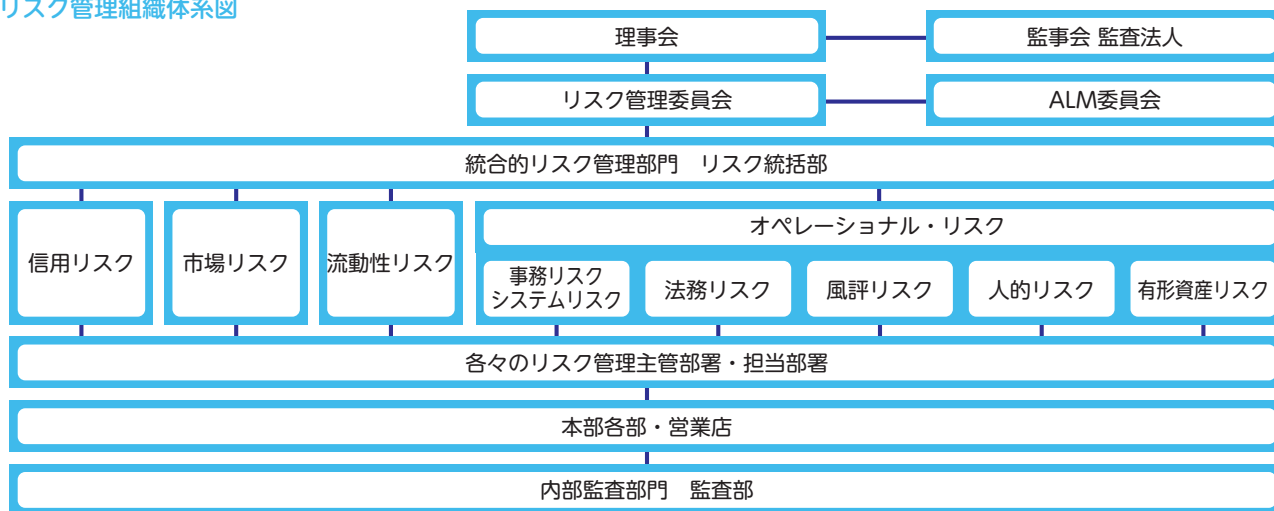
金庫に存在する様々なリスクを一元的に管理して、リスク管理の組織的かつ合理的な運営を図り適切なリスク管理を行う組織としてリスク管理委員会を定期的に開催するとともに、リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置して統合的なリスク管理を行っています。

また、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクカテゴリー（区分）ごとに「管理方針」「管理規程」を策定し、各リスク管理に係る主管部署・担当部署、組織分掌を定めるなど、適正な体制づくりと実効性のあるリスク管理に取り組んでいます。

さらに、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事および監査法人による外部監査を実施しています。

また、当金庫の資産・負債を総合的に管理するためALM委員会を設置し、資金調達・運用の最適化および安定的な収益力の維持・向上に努めています。

リスク管理組織体系図



信用リスク	ご融資先の財政状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、信用リスクを当金庫が管理するべき最も重要なリスクであると認識しています。そのため、与信判断は安全性・流動性・収益性・成長性・公共性の5原則に則って、厳正に行っています。
市場リスク	金利、株式、為替等の様々な市場のリスクファクター（要因）の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。具体的には、金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクが含まれます。 当金庫では貸出金や有価証券等を、定期的に評価・計測し、適宜、対応を講じる体制としています。
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチ（期間のズレ）や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になる、または、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことをいいます。 当金庫では、不測の事態に対応できるよう、換金性の高い資産を計画的に絶えず一定水準で準備し、万全を期しています。
オペレーショナル・リスク	通常の業務運営の中で発生するリスクの総称で、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスク等の幅広いリスクが含まれます。 当金庫は、オペレーショナル・リスクは可能な限り回避するべきリスクであると考え、リスク顕在化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

業務継続体制

当金庫は、大規模地震等の災害・システム障害・伝染病等の業務継続が困難となる非常事態の発生時に、お客さまと役職員の安全確保および被害拡大の防止に努めつつ、優先的に継続するべき重要な業務等について、業務中断の範囲と中断時間を極小化し、迅速かつ効率的に業務を再開、通常業務に復旧するため、想定されるそれぞれの非常事態に対応する規程等を定め、各種訓練等を実施するなど、非常事態に備えています。

■ 法令等遵守体制（コンプライアンス体制）

コンプライアンスとは、法令をはじめ金庫内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することです。信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当金庫では、永年にわたって培われたお客さまや地域社会からの支持、信頼、信用はかけがえのない財産であることを改めて認識し、私たち役職員一人ひとりのたゆまない努力の積み重ねで、この貴重な財産を、さらに揺るぎない大きなものに築き上げていくことが最も重要であると考えています。

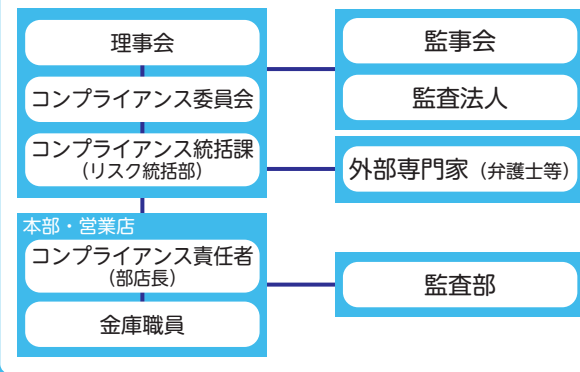
そこで、より高い倫理観を確立するために、私たち役職員が心掛けるべき規範を一つにまとめた「法令等遵守要領」ならびに遵守すべき法令を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、このコンプライアンス（法令等遵守）を徹底させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を作成しています。

これらの要領・マニュアル等を全役職員に配布するとともに、コンプライアンス・プログラムに従って、経営陣を講師とする研修会やコンプライアンス委員会を定期開催して、役職員一人ひとりにコンプライアンスに対する考え方と認識の徹底を図り、法令等遵守意識の高揚に取り組んでいます。

また、より一層の法令等遵守徹底のため、リスク統括部に「コンプライアンス統括課」を設置し、コンプライアンス責任者を配置するとともに、監査部が預金・貸出など業務全般にわたりチェック・検証をする体制を確立しています。

当金庫は、地域の金融機関として、より一層地域から信頼、支持される金融機関となるために、コンプライアンスを原点として健全かつ公正な業務運営に努めています。

コンプライアンス体制組織図



■ お客さまの個人情報保護の取り組み

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫では「個人情報保護宣言」を定め、公表しています。内容は当金庫ホームページをご覧ください。

【個人情報に関する相談窓口】

知多信用金庫 お客様相談課 電話番号：専用フリーダイヤル 0120-336-654 受付時間：平日9:00～17:00

■ 苦情処理措置・紛争解決措置（金融ADR制度への対応）

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店内ポスターで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は25ページ参照）またはリスク統括部お客様相談課（電話：フリーダイヤル0120-336-654）へお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部お客様相談課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- ① 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ② 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客さまに適切な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- ③ 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④ 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤ 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ お客さま本位の業務運営に関する基本方針

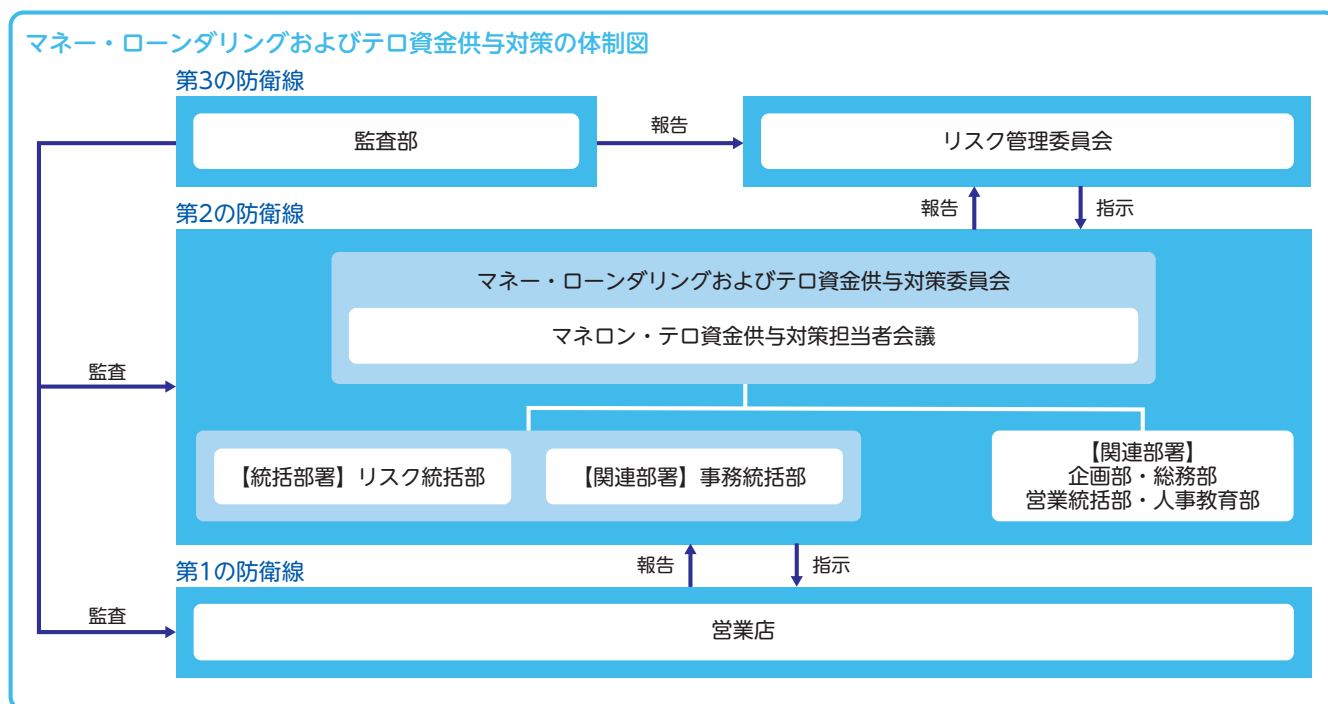
当金庫は、お客さまの資産形成・資産運用にかかる業務において、お客さまのためとなる質の高いサービスを実現するため「お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する基本方針」を制定します。

お客さま本位の業務運営を実現するために役職員全員がこれを遵守いたします。

1. お客さまの最善の利益を図るため、お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践を行い、質の高いサービスを提供します。
 - 商品のご提案にあたっては、知識・経験・財産の状況や目的に照らして、お客さまに分かりやすく説明しご提案します。
 - お客さまのライフプランに合わせたコンサルティングをし、ニーズに沿った商品のご提案をします。
2. 利益相反の適切な管理に努めます。
 - お客さまの利益を損なうことがないように、利益相反の管理を徹底します。
3. 重要な情報を分かりやすく提供し手数料等は明確にお伝えします。
 - お客さま自身がニーズに合った商品選択ができるように、重要な情報を分かりやすく提供します。
 - 取扱商品について、お客さまにご負担いただく手数料等を明確に提示しお伝えします。
4. 役職員に対する適切な動機づけを行います。
 - お客さまの最善の利益を図るため、役職員は定期的な研修でスキルアップすることや、より良い金融商品の販売に必要な資格取得に努めます。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

また、お客さまの預金口座が犯罪に利用されることを防止するため、疑わしい取引の検知に努め、口座開設時の取引時確認や取引モニタリング・フィルタリング等により疑わしい取引に該当すると判断した場合には、直ちに届出を行う態勢としています。



不良債権の状況

当金庫はお客さまに安心してお取引をしていただく信用金庫であり続けるために、健全経営を追求するとともに、積極的に資産内容の開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

そして、資産の健全性を確保するため、貸出金等資産の自己査定（資産の実態把握）については当金庫が定める資産査定基準および償却・引当基準により厳正に行っています。さらに、外部監査（監査法人による監査）を受けています。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,638	2,686
危険債権	10,681	11,978
要管理債権	2,925	2,511
三月以上延滞債権	30	25
貸出条件緩和債権	2,894	2,485
小計 (A)	16,245	17,176
保全額 (B)	13,031	13,701
個別貸倒引当金 (C)	1,719	1,832
一般貸倒引当金 (D)	85	53
担保・保証等 (E)	11,226	11,815
保全率 (B) / (A) (%)	80.21%	79.76%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	35.95%	35.17%
正常債権 (F)	413,295	411,386
総与信残高 (A) + (F)	429,540	428,562

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金 (C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金 (D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当した額を記載しております。
8. 「担保・保証等 (E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権 (F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	522	527	—	522	527
	令和5年度	527	449	—	527	449
個別貸倒引当金	令和4年度	1,740	1,719	94	1,646	1,719
	令和5年度	1,719	1,832	111	1,607	1,832
合計	令和4年度	2,263	2,246	94	2,169	2,246
	令和5年度	2,246	2,281	111	2,134	2,281

貸出金償却額

(単位：百万円)

	貸出金償却額
令和4年度	—
令和5年度	—